

「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」（第10回）【議事要旨】

1 日 時 平成26年11月14日（金） 10:00～12:00

2 場 所 総務省6階会議室

3 出席委員（五十音順）

阿部 正浩	中央大学経済学部教授
太田 聰一	慶應義塾大学経済学部教授
(座長) 辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授
原田 久	立教大学副総長・法学部教授
山野 岳義	一般財団法人全国市町村振興協会理事長

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 配布資料説明
- (3) 意見交換
- (4) その他

5 議事の経過

- 事務局からの説明の後、意見交換が行われた。

委員からの主な意見は以下のとおり。（→は事務局からの説明。）

（26年人事委員会勧告の状況について）

- ・特別給については、団体間での支給月数のばらつきが、もっと生じてもよいように感じられる。
- ・給与制度の総合的見直しについて勧告している団体についても、その内容についてはきちんと検証する必要があるのではないか。
→ 単に給料表の改定の有無の問題だけではないと認識している。最終的には当該団体の勧告を実施した場合における給与水準についてよく分析していきたい。

（地域手当について）

- ・賃金センサスの単年度のデータについては、どの事業所を抽出するかで年によってばらつきが生じるため、10年分のデータでの判断とした上で、さらに各支給区分ごとに一定の幅を持たせておけば、持続性が保たれるという考えだと思う。
- ・大都市近郊の小さい市が典型であるが、マーケットとしては一体化していて、その市だけで賃金を確定させるということが難しくなっているのではないかと。このため、単に支給割合を見直すとかの方法では、本質的には支給割合の近隣格差は解決出来ない

と思われる。

- ・地域手当について国は官署主義で考えている一方、地方からは居住地主義からの指摘があるように思うが、実際に居住地主義を採用するのは難しい。国家公務員と地方公務員とで事情の違いがあるのであれば、一定の枠組みの中で地方の独自性を持たせる工夫も必要ではないか。
- ・国の制度を基本にする観点から国の地域手当制度を踏まえつつ、同時に地場賃金も踏まえなければならないというのは、難しい面があるのではないか。
- ・国の基準に準拠することで支えられている面もあるのではないか。
- ・民間給与に合わせることを考えれば、様々なデータを揃えればよいとも考えられるが、それで全体として合理的な結果になるかは分からないと思う。

(国と地方の給与の比較について)

- ・地域手当の異動保障と広域異動手当が国の給与支給額の一定程度の割合になることを考えると、これらを考慮しないラスパイレス指数の補正値は不十分ではないか。
- ・諸手当まで含めてラスパイレス指数を算出とした場合、まずは、官民比較の対象となる手当の範囲で考えるべきではないか。
- ・ラスパイレス指数については、使う目的を明確にしておくべきである。ラスによる比較が賃金構造の違いを見ようとするものだと考えれば、賃金構造に影響があるのは本給の部分であり、手当を比較に含める必要性はないのではないか。

以 上

文責：総務省自治行政局公務員部給与能率推進室（速報のため事後修正の可能性あり）